

認可保育施設の利用に伴い教育・保育給付認定2号または3号認定を受けているお子様の保護者の方へ

「支給認定証に記載の認定期間の更新をする方」、「保育の必要性事由の変更が必要な方」、「家庭状況等に変更があった方」は、下記の更新の手続きを行ってください。認定期間が終了した場合や、保育にあたれない要件がなくなった場合には、退所となりますのでご注意ください。認定期間の更新については、期間終了日前に市より通知いたしますが、必ずご自身でもご確認ください。
 なお、各種様式については、各認可保育施設、子ども保育課窓口および市ホームページにて取得可能です。(様式は年度ごとに変更となる場合があります。)
 また、毎年1回、現況届を提出(保育の必要性の有無についての確認を行うため)していただくため、事由に変更がない場合であっても各種必要書類の提出が必要となる時期がありますので、予めご了承ください。(現況届の提出時期については、別途通知いたします。)

保護者各位

本紙は手続き確認用として、ご自宅で保管してください。

【令和8年度】家庭状況等の変更に伴う提出書類について

【2号】教育・保育給付認定2号認定

No.	該当する認定区分		事由	必要書類	教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更届	就労証明書(国様式)	医師の診断書(市様式)	母子手帳の写し	育児休業に伴う継続利用申込書(市様式)	介護・看護状況調査票(市様式)	在学証明書	受理証明書	戸籍謄本	退所届(市様式)	生活保護受給証明書	生活保護廃止通知書	市県民税課税証明書または非課税証明書	備考 (状況に変更が生じたら、速やかに書類をご提出ください。)
	2号	3号																
1	●	●	支給認定期間が終了する場合(期間の更新が必要な方) ※お子様が満3歳に達することによる給付認定の区分変更(3号→2号)時は、書類提出は不要です。		●			● 該当するもの										保育にあたれない事由を証明する書類を、認定期間の終了する月の15日頃までに必ずご提出ください。(提出が遅れる可能性がある場合には、必ず事前にご連絡ください)
2	●	●	就労を開始した場合(就労内定が決まった場合)		●	●												勤務開始前(内定)の就労証明書を提出いただいた場合は、勤務開始後に改めて就労証明書を提出いただけます。(実際に勤務を開始していることの実事確認のため。)
3	●	●	育児休業から復帰した場合		●	●												就労証明書等は、復帰した直後に勤務先へ証明書発行の依頼をしてください。(復帰した事実を確認するため。) ※証明書内の復職日にて、復帰の確認をいたします。
4	●	●	出産後、育児休業を取得せずに仕事に復帰した場合		●	●												出産したお子様を誰が保育するかを変更届の余白等に記入し、ご提出ください。 なお、認可保育施設の申込みを検討されている場合は、生後57日目以降から申込みが可能な施設もありますので、子ども保育課までお問い合わせください。 ※証明書内の復職日にて、復帰の確認をいたします。
5	●	●	転職した場合または勤務時間や雇用期間が変更となった場合		●	●												勤務時間がシフト制の方や変動する方は、直近のシフト表等も併せて提出が必要になる場合があります。
6	●	●	自営業を開始した場合		●	●(※)												※就労証明書と合わせて、確定申告書(写)、個人事業の開業届出書(写)、商業・法人登記履歴事項全部証明書等のいずれか一つの添付が必要です。(年に一度の現況届の際は、収入実績を証する書類の提出が必要になります。)
7	●	●	勤務先を退職した場合や自営業を廃業した場合等		●(※)													※「◆変更が発生した日」欄に、退職日または廃業日を記入してください。(認定期間(利用可能期間)は、求職活動を開始した日(退職日の翌日または廃業日の翌日)から起算して2月を経過する日の属する月の末日までとなります。) 【例①】4月30日付けで退職した場合・・・求職活動を開始する日が5月1日となり、認定期間終了日は6月30日となる。 【例②】6月10日付けで退職した場合・・・求職活動を開始する日が6月11日となり、認定期間終了日は8月31日となる。
8	●	●	第2子以降を妊娠した場合(妊娠が判明したら直ちに)		●			●(※)										※母子手帳の「分娩予定日」が記載されているページ。
9	●	●	第2子以降を出産した場合		●			●(※)										※母子手帳の「出生届出済証明」が記載されているページ。 出産前後要件終了後は、原則、求職活動への要件変更はできません。
10	●	●	育児休業を取得する場合(※) (上のお子様、下のお子様の育児休業取得前から認可保育施設を利用しており、育児休業取得開始後も当該施設の継続利用を希望する場合)		●	●			●									継続入所が可能な期間は、保護者の育児休業終了(予定)日の属する月の翌月末日までです。 なお、保育施設の継続利用が認められるのは、次のいずれかの理由に該当する場合に限ります。 ①子どもの発達上の環境の変化に留意する場合 ②保護者の健康状態に配慮が必要な場合 ③保護者の保育環境支援のため施設等の利用を継続することが好ましい場合 ※保育必要量が短時間認定となります。そのため、育児休業中は時間外保育(7:00~8:30、16:30~19:00の間)を利用することはできません。時間外保育の利用申込みをしている方は、時間外保育利用辞退の手続きが必要となりますので、お通りの施設へお問い合わせください。 ※父母ともに育児休業継続要件により保育を利用する場合の認定期間については、育児休業対象児童が3歳となる日または復職予定日のいずれか早い日が属する月の翌月の末日までとなります。 また、 育児休業継続要件終了後は、原則、求職活動への要件変更はできません。
11	●	●	疾病・障がいにより保育にあたることのできない場合 (疾病・障がいによる休職や退職含む)		●		●											身体障害者手帳1~4級、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、介護保険被保険者証(要介護1~5)の写し、または診断書(市様式)を提出してください。
12	●	●	親族の介護・看護により保育にあたることのできない場合		●		●			●								身体障害者手帳1~4級、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、介護保険被保険者証(要介護1~5)の写しまたは診断書(市様式)、および介護・看護状況調査票(市様式)を提出してください。
13	●	●	就学を開始した場合		●						●(※)							※カリキュラム、学生証等の写しも併せて提出してください。(就学先で発行されたもの。) なお、就学期間終了後は速やかに要件を変更する必要があります。(就学要件終了後に求職活動要件への要件変更は可能です。)

【令和8年度】家庭状況等の変更に伴う提出書類について

No.	該当する認定区分		事由	必要書類	教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更届	就労証明書(国様式)	医師の診断書(市様式)	母子手帳の写し	育児休業に伴う継続利用申込書(市様式)	介護・看護状況調査票(市様式)	在学証明書	受理証明書	戸籍謄本	退所届(市様式)	生活保護受給証明書	生活保護廃止通知書	市県民税課税証明書または非課税証明書	備考 (状況に変更が生じたら、速やかに書類をご提出ください。)
	2号	3号																
14	●		離婚した場合や世帯員が死亡した場合		● 世帯員が変更する場合は世帯構成欄も記載してください。							● 受理証明書を提出した場合、後日必ず戸籍をご提出ください。					●(※) 該当者のみ備考欄参照	3歳児クラス以上については、離婚が受理(死別による除籍含む)された場合、世帯の収入状況に応じて給食費が無償となることがあります。
		●			● 世帯員が変更する場合は世帯構成欄も記載してください。					● 受理証明書を提出した場合、後日必ず戸籍をご提出ください。				●(※) 該当者のみ備考欄参照	離婚し、非課税世帯となった場合は、保育料が無償となります。			
15	●		結婚した場合		● 世帯員が変更する場合は世帯構成欄も記載してください。			● 配偶者の該当するもの				● 受理証明書を提出した場合、後日必ず戸籍をご提出ください。					●(※) 該当者のみ備考欄参照	3歳児クラス以上については、給食費が免除となっていた場合でも婚姻が受理されたことによる世帯の収入状況の変動に応じて給食費が徴収となることがあります。
		●			● 世帯員が変更する場合は世帯構成欄も記載してください。		● 配偶者の該当するもの			● 受理証明書を提出した場合、後日必ず戸籍をご提出ください。				●(※) 該当者のみ備考欄参照	婚姻し、非課税世帯でなくなった場合は、保育料が無償化の対象ではなくなります。			
16	●		祖父母と同居することとなった場合		● 世帯構成欄に同居する祖父母の氏名を記載してください。												●(※) 該当者のみ備考欄参照	父母ともに非課税の場合や、ひとり親の方で非課税世帯の場合は、祖父母の課税状況により給食費が無償または徴収となります。
		●			● 世帯構成欄に同居する祖父母の氏名を記載してください。								●(※) 該当者のみ備考欄参照	父母ともに非課税の場合や、ひとり親の方で非課税世帯の場合は、祖父母の課税状況により保育料が無償化の対象または対象外となります。				
17	●	●	生活保護の受給を開始した場合												●			受給開始日の属する月の翌月(受給開始日が1日の場合は当月)から、保育料が変更となります。※遡っての変更には期限がありますので、開始後は速やかにご提出ください。
18	●	●	生活保護の受給が廃止となった場合													●		受給廃止日の属する月の翌月(受給廃止日が1日の場合は当月)から、保育料が変更となります。
19	●	●	市内で転居した場合		●													世帯構成員が変更となる場合は、変更届の住所変更欄に加えて、世帯構成欄もご記載ください。
20	●	●	市外に転出する場合													●		原則、習志野市外へ転出した時点で、本市での給付認定は取り消しとなります。転出後も引き続きお通りの認可保育施設の利用を希望する場合や、転出先での認可保育施設の申込みを希望する場合は、転出先の市区町村にて給付認定の手続きが必要となりますので、転出先の市区町村にご確認ください。
21	●	●	入所児童または同居世帯員が障害者手帳等を取得した場合															身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し、特別児童扶養手当の証書の写し、国民年金の障害基礎年金の証書の写しのいずれかを提出してください。
22	●	●	支給認定証を破損・紛失した場合															「支給認定証再交付申請書」をご提出ください。 (破損した支給認定証をお持ちの場合は、併せて提出してください。紛失した支給認定証が見つかった場合、市へ返還してください。)
23	●	●	保育施設の利用を休止する場合															保育施設の利用の休止は、原則、次の各項目に定める期間を 繰越すことができません 。 ・在園児童の疾病又は負傷による場合：診断書により必要と認められる期間(申請によりその月の保育料が減免となる場合がありますので、必ず事前に子ども保育課へお問い合わせください。) ・里帰り出産：2月 ・その他(私用等)：1月 なお、上記期間を超えて保育施設の利用を休止した場合は、保育の実施を解除することとなりますので、ご注意ください。(上記期間を超えて保育施設の利用を休止することについて、やむを得ないと認められる事由がある場合を除く。)
24	●	●	保育にあたれない要件がなくなった場合													●		保育にあたれない要件がなくなった場合は、退所となります。
25	●	●	諸事情により保育施設を退所(園)する場合														●	